

Vol. 37 No. 6 10月号 東京都家畜保健衛生所



令和5年9月27日

かほクイス

10/1からHPAIのワクチン接種が 開始される国は?

- ①ドイツ
- ②イタリア
- ③フランス

答えは裏面

アニマルウェルフェアに基づく飼養管理をしましょう!

国際基準等により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本理念の周知及びアニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理の普及を図るため、農林水産省において、畜種ごとのアニマルウェルフェアに関する新たな指針が策定されました。伝染病の発生予防も踏まえ、アニマルウェルフェアに基づく飼養管理を実施して、生産性の良い農場を目指していきましょう。各畜種等に関する技術的な指針の詳細は以下URLをご参照下さい。

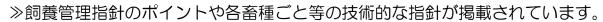
農林水産省HP {アニマルウェルフェアについて}

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html



≫「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html



- ○乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針
- 〇肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針
- 〇豚の飼養管理に関する技術的な指針
- 〇採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針
- Oブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針
- ○馬の飼養管理に関する技術的な指針
- ○家畜の輸送に関する技術的な指針

問い合わせ先:東京都産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当





鶏病抗体調査のお知らせ

10月~11月に、鶏を概ね100羽以上飼養している方を対象に、<u>鶏病抗体調査</u>を実施します。対象の方には通知をお送りしますので、ご協力をお願いします。

また、6月~8月にかけて実施した、サルモネラ及び抗菌性薬剤残留検査の結

果、鶏卵はいずれも全戸陰性でしたが、鶏舎環境のサルモネラは陽性となった農場もありました。ご協力ありがとうございました。

検査名	検査対象	検査戸数
サルモネラ検査	鶏舎内ホコリ等	33
	鶏卵	33
抗菌性薬剤残留検査	鶏卵	33



R4シーズンのHPAI発生農場の内訳

以下は、R4シーズンの高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生農場を、用途や飼養 形態ごとに分類した表です。採卵鶏のうち、52%がウインドレス鶏舎での発生でした。 また、鶏以外の家きんでも発生があり、ほろほろ鳥は初の発生となりました。この他、 展示施設等の家きん以外の飼養鳥でも、6都県10例で感染が確認されました。

別添の資料を参考に、今シーズンも防疫対策の徹底をお願いします。

	A= +4 = 1 414	1 4 10 -		77.1/	A -1
用途	飼養形態	ウインドレス	セミウインドレス	開放	合計
採卵鶏・育成鶏	ケージ飼い	32	11	16	59
	平飼い	0	0	2	2
肉用鶏	平飼い	1	5	5	11
肉用種鶏(育成)	平飼い	1	0	0	1
あひる	平飼い	0	0	7	7
うずら	ケージ飼い	0	1	0	1
エミュー	平飼い・パドック	0	0	2	2
ほろほろ鳥	ケージ飼い	0	1	0	1
合計		34	18	32	84



神奈川県、栃木県でヨーネ病が発生!



7月に神奈川県厚木市、8月に栃木県那須塩原市で牛のヨーネ病が発生しました。 ヨーネ菌の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いと考えられるため、感染した牛を導入しないことが重要です。導入する時には、その農場のカテゴリー I 証明を確認し、清浄な農場から導入しましょう。また、<u>都外から導入する場合は、速やかに当所に連絡し、導入牛の検査を受けてください。</u>他の牛への感染を防ぐため、導入牛は、陰性が判明するまで隔離飼育しましょう。

ョーネ病が発生した場合、患畜の殺処分、畜舎の消毒、同居牛の検査等の防疫措置が必要になり、清浄化には長期間を要します。<u>慢性的な下痢が続くなど、ヨーネ病を</u>疑う症状があった場合には、速やかに当所までご連絡をお願いします。

<u>クイズの答え:③</u> フランスでは、<u>飼養あひるを対象</u>とした高病原性鳥インフルエンザワクチン(以下「HPAIワクチン」)接種を10/1より開始します。欧州ではHPAIが多発しており、特にフランスでは家きん・野鳥ともに多くの感染が確認されています。ワクチン接種は、HPAIウイルスの拡散を遅らせる目的で、殺処分等の防疫措置を補完する対策として実施されます。現行のHPAIワクチンは感染を完全に防ぐことはできず、清浄性が確認できないことから、フランスにおいてHPAIワクチン接種が開始された場合、あひるだけでなく、フランス全土から日本向けに輸出される生きた家きんや家きん肉等について、輸入停止措置が講じられます。

発行日 令和5年9月27日

編集発行



東京都家畜保健衛生所

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町 大字平井2759

TEL: 042-588-7171

携帯:090-6941-4315(緊急用)

